

# 分身の系譜学と権力のテクノロジー

## —フーコー『監獄の誕生』の哲学的意義—

廣瀬浩司

### 1. 亡霊の系譜学

「こう語ってよければ、懲罰は身体ではなく、むしろ精神に加えられんことを」。啓蒙期の思想家 G.B. マブリーのこの言葉を引用した後に、『監視することと処罰すること——監獄の誕生』（以下『監獄の誕生』）のミシェル・フーコーは次のような注釈を付ける。

重要な契機=瞬間 (moment) だ。処罰の華やかな誇示の古きパートナーであった身体と血が場を譲る。新たな人物が、仮面を付けて舞台上に登場する。ある種の悲劇が終り、一つの喜劇が始まる。影 (=亡霊) のシルエット (silhouettes d'ombre)、顔なき声、触れることのできぬ実体 (entité impalpable) とともに。処罰のための司法機関はいまやこの身体なき実在 (réalité sans corps) に食い込んでいかなければならないのだ。(SP, 24)

1836年にフィエスキが、黒いヴェールをかぶせられて処刑台に連れて行かれたという記述を引用しながら、フーコーは「大がかりな処刑の最後の名残 (vestige) はその廃棄、すなわち身体を隠す布」だと言う。上の引用はおそらくこの受刑者の姿を記述したものだだろう。「死 [=残虐な身体刑] に対する最後の補遺 (supplément) は、喪のヴェールなのだ」(SP, 21)。

規律 (discipline) と呼ばれる新たな刑罰は、この「影 (=亡霊) のシルエット、顔なき声、触れることのできぬ実体」である「近代の精神 (âme)」を相関者とすることになる。この身体なき亡霊は、来るべき規律権力の本質的な要素を構成しているのだ。補遺としての新たな登場人物は、残虐な身体刑という悲劇と近代の規律権力という喜劇の境界において、「見えるもの」と「見えないもの」、「聞き取られるもの」と「見えないもの」、「現れ」と「隠蔽」が戯れる二重体として登場している。かくして悲劇は否定されるのではなく、二重化する。

そこに到来する喜劇もこの二重性を止揚することはできず、ほとんど知覚できない襞としてはらみ続けるのであろう。

『監獄の誕生』に実証的な歴史書を期待する立場からすれば、近代の刑罰の「原光景」とでもいうべきこの舞台は、ほとんど虚構の舞台として現れる。おそらくそこに登場する受刑者の姿も、ほとんど虚構のものであるだろう。しかしフーコーが『監獄の誕生』の中に挿入したこの舞台は、実は彼の「近代精神の系譜学」(SP, 38)の中で重要な位置を占めると思われる。この書の主題は、近代精神という補遺、この亡霊の「歴史的実在性」(SP, 38)を示すことにあると思われるからだ。

舞台の比喩を追跡してみよう。「近代精神の系譜学」を遂行するにあたってフーコーは、精神を新たな司法権力と相関関係に置き、よく知られた四つの一般規則を立てる。第一の規則は処罰を抑圧的なものとみなさず、その「肯定的な効果」において分析するという有名なテーゼであるが、ここで注目したいのはその第四の規則である。

4)このように刑罰司法の舞台へ精神が登場すること、そしてそれに伴い、「科学的な」知 (savoir) 全体が司法の実践 (pratique) に挿入されること、こうしたことは身体それ自身が権力の諸関係によって攻囲 (investir) される様態の変化の結果=効果 (effet) ではないのかを探求すること (SP, 31)。

ここには三つの主題が集約されている。第一に「仮面をつけた」近代精神の登場が予告する近代の刑罰と科学的知は「共通の母胎」(SP, 31)を持つものであるということ。つまり、刑罰と知は独立した二系列を形作るものではなく、たがいに絡み合い、我々はこの絡み合いの場そのものに問いかけなければならないということ。第二に、その共通の母胎は、「権力」諸関係が身体を包囲し、価値づけるさまざまな様態として記述されること。第三にこの様態の記述は、法やその諸規則との関係においてよりはむしろ、テクノロジーや政治的な戦略との関係においてなされるべきこと。これをフーコーは「身体の政治的テクノロジー」(SP, 34)の分析と呼ぶ。

このことを逆向きに理解してみるならば、『監獄の誕生』でフーコーが記述する「身体の政治的テクノロジー」は、権力や知にとって外的なものではなく、むしろその共通の母胎、すなわちそれらの成立と適用の根拠、そしてそれらの歴史性にかかわるものであると言えるであろう。上記の舞台の記述がほとんど

虚構のものとしてしか要請されえないのは、それが歴史においてほとんど知覚不可能で局在化不可能な歴史性にかかわるものであるからではないのか。そしてほとんど知覚不可能であるがゆえに、フーコー的な意味での権力のテクノロジーの適用の可能性の条件たりうるのではないのか。

本稿ではこうした仮説のもとに、『監獄の誕生』を彼自身の回顧的な要約や自己批判にはあまりこだわらずに内在的に読解した上で、フーコーの系譜学の哲学的射程を探ることにする。その際とりわけ「分身」「補遺」「リミット」「偏差」といった一連の操作的概念を際立たせ、それらが収斂する場に、彼の近代論においてもっとも重要な、カントという形象を登場させることになるだろう。

## 2. 分身のテクノロジー

すでにジル・ドゥルーズが指摘しているように<sup>1)</sup>、ミシェル・フーコーの思想において分身=亡霊 (double) のテーマは、いわば構成的な役割を果たす概念となっている。1966年の『言葉と物』(*Les Mots et les choses*)の第九章がすでに「人間とその分身たち」と題されていることを想起してもよいだろう。ここで詳しく立ち入ることはできないが、フーコーはカントの批判哲学の登場がもたらした「近代の閾(seuil)」を、「経験的=超越論的二重体(doublet empirico-transcendental)」(MC, 329)としての「人間」の登場に見て取っていた。カントの「有限性の分析論」は、人間を規定するもの(生・労働・言語)が、「その根元的な諸限界=諸境界(limites)」において、人間の存在そのものであることを示している。経験の「内容」はすでにその「条件」そのものであり、「思考」は、おのれを逃れる「思考されないもの」(impensé)を無際限にとらえようとする。また人間はおのれの「起源」と同時的であることはけっしてできないのだが、まさにこのように「後退」するものとして、起源は人間に切迫し、同一者として無際限に「回帰」し、おのれを開示する。

だがこうした開示には「分身(Double)」の同時的な出現がかならず伴っている。それは、後退と回帰、思考と思考されないもの、経験的なものと超越論的なもの、すなわち実定性の次元に属するものと諸根拠の次元に属するもの間にある「と(et)」という、微細なものではあるが、克服しがたい偏差(écart)なのである。(MC, 351)

近代の人間と同時に出現するこの分身、それは回帰する同一者をつねに掘り崩す距離であり、それを散逸させると同時に取り集める「偏差」なのである。偏差というこの「深い空間性」(MC, 351)が近代の人間の有限な時間性の内的な諸限界(limites)として構成的に働いている<sup>2)</sup>。フーコーの思想において、「偏差」という空間的でも時間的でもある語が重要な位置を占めることについては、後に確認することになるだろう。

カントの回りに取り集められたこれらの主題に我々は『監獄の誕生』でふたたび出会うことになる。

カントローヴィッチの『王の二重の身体』をいわば裏返しにすることによって『監獄の誕生』のフーコーは、受刑者が王の「対称的で逆転した形象」(SP, 37)を描き出していることを指摘する。

王の側における権力の補遺(supplément)がその身体の二重化(dédoublement)を引き起こすとすれば、受刑者の従属した身体に働く過剰な権力は別のタイプの二重化を引き起こさなかったであろうか。非物体的なもの(incorporel)の二重化、マブリーの言葉で言えば、「精神」の二重化を(SP, 38)

フーコーが強調することは、この非物体的なものとしての精神は、物質的なものではなく「身体それ自身ではない何か」(SP, 17)であると同時に、「イデオロギーの効果」が作り出したたんなる「幻想(illusion)」ではないということである。精神は「実在性を持ち、身体のマわりに、表面に、内部につねに生産される。それは、処罰される者に行使される権力の機能によるのだ」(SP, 17)。精神とは実在的であると同時に非物体的であり、身体の物質性に外から付け加えられる実体(substance)ではない。それはある時は身体における凹み(creux)として内在し(SP, 220)、またある時は「身体とそれが操作する対象の接触面全体」(SP, 180)に滑り込み、またある時は身体と諸制度の間に介入する、権力の「過剰な」働きを示すものなのだ。

要するに、精神が「歴史的実在性」(SP, 38)を備えているのは、それが身体をいわば裏打ちする(doubler)することによって、権力と知が絡み合う歴史的な場を生産しているからなのである。

さて、啓蒙期の法学者たちが刑罰の緩和を求めるとき引き合いに出す「人間性」なるものは、あらたな権力の標的の出現を記している。だがこのとき問題

にされる「人間」は、実定的な (positif) 主題としてではなく、「法の限界=境界 (limite)」(SP, 89) として立てられていたことをフーコーは指摘する。それは法が到達すべきものであるというよりは、それを尊重するために触れずにすませておくためのものであった。この法の限界=境界としての人間が、権力のエコノミーにおいてどのように機能しているのか、それが「近代精神の系譜学」の重要課題である。

リミットとしての人間の出現の条件を問うということが『言葉と物』の課題であったことはすでに指摘したが、よく知られているように『監獄の誕生』では新たに「身体の政治的テクノロジー」の分析が導入される。しかし、フーコーが技術についていかなる哲学を持っていたのかはかならずしも明確ではない。彼の説明から推測するにとどめよう。

フーコーによれば刑罰のテクノロジーは、精神の「顕在的な (actuel) 相関者」(SP, 38. この actuel という表現については後に再び論じる) として、精神に実在性を付与している。そしてテクノロジーは身体が一定の意図のもとに使用したり、権力が一定の目的のために利用するような道具ではなく、むしろ身体と道具、身体と制度の複合体を生産するものである。

他方、このテクノロジーは、主体の意図から分離し、自動化する機械としての技術なのでもない。たしかにいわゆる「一望監視装置」の記述においては、フーコー自身これが権力の「自動的な機能 (fonctionnement automatique)」(SP, 234) を可能にする装置であると記していた。しかし1976年の歴史家との議論において彼はこれを撤回し、次のように述べている。

権力の自動性、権力が具体化する場である諸装置が機械的な性格を持つということ、こうしたことは本書のテーゼではまったくない。そうではなく、十八世紀において、ある権力が可能であり、望ましいものとされたというのが私の考えであり、それは、このメカニズムの理論的・実践的探求であり、分析の対象を構成するこのような装置を組織しようという、当時たえまなく表明された意志なのである。(DE IV, 18)

言い換えるならば、問題は権力は機械であるとか、権力は自動的に働くといったことではなく、権力の身体への適用の可能性の条件を問うこと、その理論的・実践的基盤を問うことであり、権力が構成する「対象」を含んだ装置の成立条件を問うことなのである。そしてフーコーの最終的課題は、テクノロジーと精

神や制度の相関関係を分析することによって、「合理性と権力の行使との諸関係」(Id.)を明るみに出すことなのだ。

技術＝道具論と技術＝自動機械論の間で、フーコーの技術論は第三の領域を開いているように思われる。この領域の特徴を推測してみよう。

まず、権力のテクノロジーは「身体」とその「道具」、「身体」と「制度」という物質的なものの中で、それらを側面的に媒介するある種の作用と見なされている。「側面的に」というのは、権力のテクノロジーは身体のある特異点、その行為のある瞬間に介入することによって、これら二項を分節しながら連結し、たえずおのれを二重化していく過剰で能動的な境界の役割を果たしているように思われるからだ。

身体と身体が操作する対象の接触面全体において、権力は滑り込んできて、それらを相互に繋ぐ。権力は身体－武器、身体－道具、身体－機械という複合体を構成するのだ。(…)権力が課す規制は同時に作動 (opération) の構成の法則でもある。こうして規律権力の例の性格が現れてくる。それは差し引くものであるというよりは総合する機能を持つのであり、生産物を強奪するというよりは生産装置との結びつきを強制する機能を持つのだ (SP, 180、傍点筆者)。

権力のテクノロジーは、たとえば「身体」と「機械」といった、すでに与えられた二項の間に滑り込むのではない。それは、外部から一定の規制を課すと同時にその作動の法則として、内部からも構成的に働いている。身体と機械の複合体は、こうした権力の二重化の働きにおいて生産されるのであり、身体はそこにおいて受動的であると同時にこの複合体の動作主でもあるのだ (Cf, SP, 236)。

したがって、フーコーがテクノロジーと呼ぶものは、物質に対して一種の過剰なものとしてありながら、何らかの意図や目的にも従属しない第三の作用を指し示すものであると考えるべきであろう。それは媒介的であると同時に生産的であり、自己関係的でありながらつねに他のものに関係するような奇妙な作用のことなのだ<sup>3)</sup>。

第二に、テクノロジーの効果は「自然」と「人工」、「有機体」と「機械」という二項対立とは無縁である。たしかに一方で身体はこの複合体において機械化され、自動化される。しかし他方で規律権力は「自然的な身体、諸力の担い

手であり持続の場である身体」という新たな客体を生産するのだ。身体は「自然の意図」に従って訓練され、いわば有機化される (SP, 182-183)。その意味では、規律権力はすでに生—権力 (bio-pouvoir) でもあると言ってもよいだろう。このようにテクノロジーは、「身体—機械」複合体をある時は自動機械化し、ある時は有機化するような横断的な装置を構成する<sup>4)</sup>。

第三にテクノロジーは固有の時間性を持つ。フーコーの権力論は基本的には空間論として展開するが、「権力は直接に時間に接合し、その管理を確かにし、活用を保証する」(SP, 188)ものでもある。この時間性に対応するテクノロジーが「訓練 (exercice)」である。「訓練とは技術であり、それによって身体に課されるものは、反復的であると同時に異なっている (différents) が、つねに段階づけられた課題なのである」(SP, 189)。言い換えるならば、訓練という技術は権力の反復的な強化を可能にするものであり、「生命の時間を節約する」とともに「有益なかたちで蓄積」することによって、「けっして完結することのない服従化 (assujettissement)」へと向けられているのだ (SP, 190)。規律権力のテクノロジーは有限でありながら完結せず、反復的でありながらつねに他を生産するような自己累積的な時間性をはらんでいるのである。

このような多面的な作用を持つものとしてテクノロジーは「主体」の内にも入り込み、身体や精神や思考や振る舞いを変容させる操作ともなりうる。これは後に「自己の技術」と呼ばれることになる (DE IV, 171)。「監獄の誕生」が客体化の過程を論じ、晩年のフーコーは主体へと回帰したという一般的な図式<sup>5)</sup>はおそらく単純すぎ、主体化と客体化は技術そのものに内在する固有の作用の抽象的な二側面ととらえられるべきであろう。フーコーが示していることは、技術が、知と権力の適用の可能性の条件として、固有の作用を持ち、固有の歴史性を持つものであることであり、主体の時間化と客体の空間化はその効果として歴史的に生産される、ということなのではないだろうか。

以上のように、身体の「補遺」、身体の分身=亡霊として登場した近代精神は、知と権力の共通の母胎としてのテクノロジーの時間化的=空間的な作動として記述され、その实在性と歴史性を獲得する。次の課題は、このテクノロジーがいわゆる規律権力においてどのような規範を創設し、どのように作動しているのかを具体的に検討することである。

### 3. 偏差の生産としての自己規範化

近代における権力関係の様態を性格づけるものとして、フーコーが規範化＝正常化 (normalisation) を挙げていることはよく知られている。しかし規範 (norme) という言葉でフーコーが何を意味しているのかは、かならずしも明確ではない。ある論者が指摘しているように、フーコーはこの概念を統計的な平均を意味するものとして記述的に使用していると同時に、あるべき理念として、規範的にも使用している。またそれは対象の様態を指し示すとともに、権力の行使する作用 (たとえば視線の作用) をも意味しており、その意味でも両義的なのである<sup>6)</sup>。こうした両義性はおそらくフーコーが記述しようとするものの両義性に基づいている。この両義性に注意しながら、規範化＝正常化の問題系を整理していくことにしよう。

まず規範化は生産的な効果 (effet) を持つ。それは「抑圧的」に作用するものではなく、「肯定的な効果＝結果」を持つとされる。またそれは法やその諸規則とは厳密に区別されなければならない。法がいわば上から課され、違反者を隔離し、抑制しようとするのに対して、規範化はむしろそれを選別し、配分することを目的にする。極端に言うならば、規範化は法を違反するさまざまな様態を配分するもの、それらが形作るエコノミーを確保しようとするものなのだ。(SP, 318)

学校や兵舎における規律の例を取ろう。規律権力において処罰の対象になるものは、規則に適合しないすべてのもの、規則から逸脱するすべての「偏差」である。ある水準に達せず、課題を果たすことができない者はすべて規律の対象であり、こうして「非適合的なもの (non-conforme)」という「非限定的な (indéfini) 領域」(SP, 210) が開かれることになる。

規律的な権力は、まずはこの「諸偏差」を減らすことを機能とする。すでに述べたように、処罰は「訓練 (exercice)」であり、学習を強化し、多数化し、何度も反復する。それは法が違反されたことに対する処罰であるというよりはむしろ、法の自己反復と自己強化の過程なのである。また禁止による分割が行われるというよりはむしろ、肯定的な極と否定的な極への内的な配分が行われる。こうした絶えざる規律の「マイクロ＝エコノミー」を通して、個人の行為だけではなく、「個人」(individu) それ自体の分化が行われることになる。個人の本性、潜在性 (virtualité)、その水準や価値が、際限なく分化されていくのである (SP, 210-211)。normal と anormal を区分する境界はこうした分化の暫定



的な限界としてあるにすぎず、つねに流動的である。このように「あらゆる点を横断し、規律制度のすべての瞬間をコントロールする絶えざる懲罰は、比較し、分化し、階層化し、等質化し、排除する」。これが規格化する (normaliser) ということなのだ。(SP, 215)

こうして法や言葉や条文や伝統を基礎とした権力に、規範の権力が上書きされていく。それは「正常性=規範性 (normalité)」の段階付けの働きである。この働きをフーコーは次のように記述する。

今日の刑罰の理想点は、無際限な (indéfini) 規律であろう。すなわち(・・・) 到達できない規範に対する偏差をたえまなく測定すると同時に、その規範に到達することを無限に強いる漸近線的な運動でもあるような手続きなのだ。(SP, 264)

このような規範化の働きは、どのような権力論に対応するものなのだろうか。第一に、規律権力は、諸偏差を減らそうとすると同時に、無際限に生産しようとする権力である。それは等質化をめざすと同時に、個人化 (individualisation) を生み出すような権力であり、おのれの創設する水準をたえまなく移動させているような柔軟な権力なのだ。言い換えるならば、規範化の作用は、諸偏差を「有用な命法 (impératif utile) として、そして測定の結果として」(SP, 216) 要求する。それは規範として超越的なものであると同時に、つねにすでにさまざまな経験的な諸点に介入し、偏差の作用を生み出すような二重の規範なのである。

権力諸関係それ自身が偏差を生産するとしたら、それは本質的に「不安定性の源 (foyer)」(SP, 35) を内在させている。言い換えるならば、偏差とは権力がおのれを適用するための条件であると同時に、権力を内側から揺さぶる可能性をはらんでいる。権力諸関係は本質的に不安定であるからこそ、円滑に機能するのだ。要するにフーコーは法とその禁止、すなわち存在とその欠如の二者択一で思考するかわりに、本質的に過剰で不安定なシステムとしての規範と、その自己の二重化の効果としての偏差のカップルによって思考しようとしていると思われる。

このことをさらにつきつめて考えてみるならば、フーコーの系譜学の「歴史的事実」を構成するものは、規範性ではなく、また逸脱する個人そのものでもなく、規範のおのれに対する差異としての「諸偏差」のみである、ということ

ができるのではないだろうか。規範化の働きはおのれの外部の法を必要としない。それはその都度、一定の水準を創設するだけである。しかしながらこれは歴史的に相対的な上部構造にすぎないものではない。それはつねにさまざまな諸点を取り囲み、いわばその諸点を軸として、一定の配分のエコノミーを実現し、「現実的なものを生産する」(SP, 227) ような装置なのである。

だからこそ、監獄の歴史は同時にその「失敗 (échec) の歴史」であった。理想としての監獄、その失敗、改革を三つの系列の出来事と考えてはならない。監獄の理念的な形象とその経験的な失敗を区別して考えるべきではなく、拘禁システムはいわばその機能においておのれの失敗を組み込んでいるような装置である。それは、たんに監獄という制度だけではなく、規律的な拘禁という「補遺」(SP, 316) をはらみ、それに伴って改革の言説と規律の諸規則と対象化の科学をはらむことによって、あらかじめ「理想」と「現実」の二重体としてあるようなシステムなのである。この本質的な「失敗」が生み出すものが、「非行者 (délinquant)」なのであるが、ここでそれに立ち入ることはできない<sup>7)</sup>。

いずれにせよ規範とは、主体を外部から取り囲むような、あらかじめ打ち立てられた線のようなものではない。それは、個々の経験的な対象において行使されるプロセスにおいてのみ規範的な機能を秩序化するような働きであり、自己の規範性をみずから打ち立てていくような規範なのだ。この自己規範化の働きはしかし、たんなる規範システムの自己運動なのではない。逆説的なことに、この規範化はそのつど歴史的な特異点を支えにして経験的な世界に受肉することによってのみ (つまり「失敗」することによってのみ)、おのれの規範を打ち立てることができるような作用であり、その意味で歴史的で有限な作用なのだ。だからこそこの規範の自己に対する作用としての「諸偏差」のみが、歴史的実在性を持つのであろう。

第二の帰結は、いわば副次的なものである。規律権力が等質化をめざすと同時に個人化を生産すること、これは一と多のあらたな関係が打ち立てられなければならないことを示している。

十八世紀における学校は、さまざまな序列化のタブローを打ち立てた。このタブローの存在をいわば地として、生徒は肯定的な極と否定な極に内的に配分されていくことはすでに確認した。しかしこのタブローはさまざまな性質をカテゴリーに統合し、上位の階層を創設していくようなものではない。規律的なタブローはむしろ「多様性 (multiplicité) をそれ自体において取り扱うこと」、すなわち「特異なもの (le singulier) と多 (le multiple) を結びつけるよ

うな軸」(SP, 175)を打ち立てることを特徴とする。規範的なタブローが特異点における自己多数化をおこなうものであるからこそ、個人化と等質化が、特異性の尊重と一般化とが同時に行使されるのである<sup>9)</sup>。

この点に関してジャン＝クロード・モノーは次のような疑問を発している。規律権力が統合的な法との対立で行使されているとすれば、こうした個人化の生産は法の実在的な機能なのか、それともその墮落なのであろうか。フーコーが法の統一性に対して異質性・分散性を強調するのは、法の解体をめざすものなのか、それとも非規律的な法の創設をめざすものなのだろうか。『監獄の誕生』の末尾の無政府主義者の曖昧な賛美は、彼の方法の行き詰まりを予告するものなのではないか<sup>9)</sup>。

この疑問への解答は第一の帰結からおのずから明らかであろう。統一的なものとしての規範は、おのれに本質的な運動によって多数化し、特異化する。規範化とは、こうした本質的な多数化と特異化の過程を指し示すものである。そしてこの一と多の関係のある種の様態が、歴史的に規定されたある水準としてのタブローを形成するだろう。この水準こそが「権力のマイクロ物理学」の基礎であり、規律の適用可能性の「第一条件」なのだ (SP, 175)。統一的な法は、いわばこの基礎を土台として上書きされるのであり、それがいかなる法の創設に結びつくかという問いは、歴史的な特異性と独立して問うことはできない。フーコーの作業の目標は、この条件そのものを明るみに出すことによって、そこにある「不安定性の源」を探求することである。漠然とした無政府主義に希望を託すのではなく、この不安定性の源を拠点として、法なき規範化の可能性をさぐることなのだ<sup>10)</sup>。そのためには主体みずからこの不安定性の源に身を置き、多数化と特異化の二重性の「経験」に問いかけなければならないことは次節で検討する。

第三の帰結も副次的である。唯一の歴史的実在である諸偏差は、こうしたタブローの作動の条件であると同時に、その読解可能性の条件でもある。身体の細部、行為の細部が、無限小の偏差として、読解の最小の閾を形作る (SP, 215)。規律権力が身体のまわりにそれ自体は非物体的な偏差を生産するからこそ、ひとは身体やその振る舞いを一種の記号として読みとることができるのだ。

しかし身体に刻まれた記号としての細部が重要性を持つのは、「そこに隠された意味によってであるというよりは、それを捉えようとする権力が見出す手がかりによってである」(SP, 164)。細部それ自体は意味を持つものではない。意味は偏差と権力の相関関係の効果＝結果として発生するのである。だがこの細

部としての偏差は、意味の神秘的な起源なのでもなく、つねに分裂・分化しながら、その回りに相対的に自立したタブローを編成するような不安定性の源である。言い換えるならば、それは意味の現れという特異な出来事につねに結びつきながら、それ自身はけっして現前せず、つねに権力諸関係のネットワークの偏差としてしか記述しえないような、二重の顔を持ったものなのである。

したがって、諸偏差それ自体はいわゆる「象徴的なもの」としての構造に所属しない。それは解釈によって回収されてしまうようなシニフィアンでもなく、むしろメルロ＝ポンティが「野生の存在」と呼んだものにかかわるようなものなのである。意味の起源でもあり、また規範の不安定性の要因でもあるようなこの偏差が作動していないとすれば、「主体」は象徴的な権力の網目の罨にかけられるだけで、いかなる抵抗の可能性をも失ってしまうであろう。偏差としての意味は、歴史的特異性と相対的に自立したタブローの交差点において、主体を構成しながらその抵抗の可能性をも基礎づけるようなものなのではないか。もしこの仮説が正しいとするならば、テクノロジーの作用とは、歴史における、非象徴的な意味の創設の可能性にかかわるものなのである。

節を閉じるにあたって、ふたたびフーコーの晩年の思索への見通しを提示しておこう。たとえば「自己の解釈学」の研究は、古典的な解釈学が仮定するような、主体に回収可能な意味なのではなく、そうした無際限な自己解釈の可能性の条件を、知と権力のテクノロジーの延長線上において、主題化しようとしたものなのではないだろうか。このテクノロジーは、身体とその外部の境界ではなく、主体の内的な境界にかかわるものであるが、すでに見たように『言葉と物』や『監獄の誕生』もまた、近代の人間というレベルにおいてなら、こうした内的境界について語っていないわけではない。また無際限な解釈といっても、それはラカンの象徴性における「分裂した主体」の行なう解釈ではなく、自己と自己との関係における(無)意味の過剰性を、知と権力のからみあったテクノロジーの場として捉え返し、さまざまな問題化(problématisation)の諸様式(styles)を織りなしていく作業にかかわるものであると思われる。その意味で『監獄の誕生』の権力論と晩年の「倫理」は、同じ問題を両側から捉えようとしたものにすぎないだろう。しかしこの点に立ち入るのは別稿にゆずり、もう一度カントに戻り、問題を整理することにしよう。

#### 4. カントと「我々自身の歴史的存在論」

フーコーは晩年にカントの『啓蒙とは何か』について何度か論じなおしていることはよく知られている<sup>11)</sup>。1984年にアメリカで出版された『フーコー・リーダー』に収められた論文でフーコーは、カントのこの論文を批判的反省と歴史についての反省の結節点に位置づけ、ボードレールと関係づけながら、近代にふさわしい「態度」すなわちエートスを論じている。

まず、ボードレールにおける「近代」とは次の四点に要約される (DE IV, 569-571)。

- 1) 現在をたんに束の間のもものとして捉えるというよりはむしろ、それを英雄化すること。
- 2) 現実的なものに強い注意を向けると同時に、それを尊重しながら冒瀆する自由の実践を模索すること。
- 3) この現在とのアイロニカルな関係を、自己との関係の様態として捉え返すこと。自己を複雑で過酷な練り上げの対象として捉えること (「ダンディズム」)。こうして自己自身を発明すること。
- 4) この現在のアイロニカルな英雄化、現実と自由の困難な戯れ、自己の苦行に満ちた練り上げを芸術において実現すること。

このようにボードレールは、現在の歴史的特異点に問いかけ、またそれによって自己を貫かれながら、こうした自己の自己に対する振れた関係そのものを主題化し、芸術という別の次元において新たな主体を生成させようとしていた。

同様にカントは、啓蒙を特徴づけながら、現在との関係を「問題化」し、自立した主体としての自己の歴史的な存在様態と構成を論じようとする。別の論文でフーコーは、アクチュアリティ<sup>12)</sup>との「矢状の (sagittal)」関係こそがカントの近代性を示しているという (DE, IV, 681)。アクチュアリティに自らの場を見出そうとすると同時に、このアクチュアリティの内部において可能な行為の様態を規定すること、すなわち現在という出来事の歴史的特異性に触発され、その内部に位置すると同時に、そこに外部へのレフェランスを見極めようとする、こうした態度にこそカントの近代性があるのだとフーコーは言う。

さて、こうした分析を通じてフーコーは、啓蒙に対する二者択一から逃れようとしている。一方では啓蒙は、守るべき「合理性の核」をはらんだものとされる。他方ではこうした近代の合理性は拒否されなければならないとされる。フーコーの態度はこうした二者択一を逃れることにあるが、それはたんによき

啓蒙と悪しき啓蒙を漠然と「弁証法的に」区別することでもない。二者択一の乗り越えは、啓蒙によって歴史的に規定された存在としての我々自身の分析によって行われなければならない。こうしてフーコーは「我々自身の歴史的存在論 (ontologie historique de nous-mêmes)」(DE IV, 574) の必要性を説くのだ。この存在論はある種の哲学的エートスに関係する。それは次のような作業である。

フーコーによれば、カントの批判は「限界的な態度 (attitude limite)」として特徴づけられる。批判とは——あたかも規律権力に包囲された受刑者やみずからの尊属殺人を記録したピエール・リヴィエールのごとくに——、外部と内部の境界に位置すること、諸限界を分析し、それを反省することである<sup>14)</sup>。フーコーの課題は、カントにおいて批判的なものとしてあるこの問いを、肯定的な問いへと変換することである。「要するに問題は、必要な限界付けの形式でなされる批判を、可能な越境 (franchissement) の形式における実践的な批判に変更することである」(SP, 574)。言うなればフーコーは規律権力の両義性のただ中にカント的主体を置くことで、新たな研究領域を開こうとしているのだ。だがそれはどのような研究となるのだろうか。

カント的なリミットを、「我々が越境することができる諸限界＝境界の歴史的＝実践的な試練」へと変容させること (SP, 575)、これを実現するために批判はもはや超越論的なものではなく、また形而上学を基礎づけるものでもなく、「目的において系譜学的であり、方法において考古学的」なものとならなくてはならない。「考古学的な」批判とは、認識や可能な道徳的行為の普遍的な構造を取り出すものである代わりに、我々自身の思考や語りや行為を分節する言説を「歴史的出来事」として取り扱うものである。また、「系譜学的な」批判とは、我々の存在を構成する偶然性から、我々が別の存在、別の行為、別の思考を取り出す可能性を追求するものである。(DE IV, 574)

すなわち、リミットを越境可能にするためには、一方で歴史的探求の領域を開くと同時に、歴史的出来事の特異性の試練に身をさらさなければならない。むしろこの特異性は一種の偏差としてしか現前しない。たとえばフランス革命という出来事において重要なのはその成功や失敗 (échec) ではなく、その内容でもなく、その出来事に立ち会いながら参加せず、観察しながらその運動に巻き込まれる観察者の「熱狂」という記号である。この熱狂を記号として読みとくこと、それは革命という出来事の内部と外部に同時に位置することであり、そのようにして、変化が可能である諸点を偏差として見極めると同時に、この

変化に与えるべき形式を正確に決定することができる。革命をアクチュアルな出来事として受動的に経験しながら、同時にその偏差がはらむ過剰な潜在性を読みとくこと、そのとき革命は「忘れえぬ」ものとなる (DE IV, 686)。

したがってフーコーが「我々自身の歴史的存在論」と呼ぶものは、たとえばかつてレイモン・アロンがおこなったように、たんにカントの批判を歴史の領域に拡張し、「歴史的客観性の諸限界」を標定しようとするものではない。それは何よりもこうしたカント的な問いかけの転倒であり、同時にカントの現在への矢状の問いかけの再活性なのだ。

これこそがフーコーが、『言葉と物』と『監獄の誕生』の後で、自らに課す問いなのである。『言葉と物』は人間の内的なりミットを指摘し、その来るべき死を予告した。『監獄の誕生』は、人間精神というリミットが、実は規範化を織りなす偏差の働きであることを明らかにした。それは知と権力の共通の母胎であり、いわば野生の歴史にかかわるものであった。今やこのリミットは踏み越え可能なものとならなければならない。そのためにはこのリミットに身を置き、内部と外部の「反転可能性 (réversibilité)」<sup>15)</sup> そのものとして、主体を生成させなければならない。このように「自己を発明する」テクノロジーこそが、フーコーが模索していたものであっただろう。そしてこのテクノロジーはたんに主体の内部にとどまるものではむろんなく、それが適用されるための可能性の条件である、「歴史的領野」と関係しているのだ<sup>16)</sup>。

知と権力という二つの軸に、第三の軸すなわち「倫理 (エートス)」の軸を加えることによってフーコーが行なおうとしていたのは、むろん主体への回帰などではなく、『監獄の誕生』の到達点から新たな一步を踏み出そうとする試みとして理解されなければならないだろう。自己と自己との関係の様態の「問題化」とは、主体を構成する歴史性を問い直すと同時に、この関係において、現在の出来事の特異性が一種の根元的受動性として経験されること、そしてこの出来事のまわりに、新たな生の諸様式が組織され、主体の自己と自己の関係が変様し、新たな主体化の潜在性が顕在化することなのではないか。このことがまさに「性の歴史」の第二巻以降において「経験」というカント的な用語で主題化されていくののではないだろうか。だがその検討は別稿にゆずらなければならない。

●本文や注でフーコーの主要作品を引用するにあたっては、以下の略号を使用し、頁数を記す。

SP: *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Paris, Gallimard, 1975.

MC: *Les Mots et les choses: Une archéologie des sciences humaines*, Paris, Gallimard, 1966.

DE IV: *Dits et écrits: 1954-1988*, Tome IV (1980-1988), Paris, Gallimard, 1994.

## 注

- 1) Gilles Deleuze, *Foucault*, Paris, Ed. de Minuit, 1985, p. 105.
- 2) écart の概念は、メルロ＝ポンティによって生産的に使用された概念である。それはソシュールの受容に基づくものだが、いわゆる晩年の存在論に至るまで、重要な役割を演じる概念である。たとえば *Signes*, Paris, Gallimard, 1960, pp. 49, 146; *Le visible et l'invisible*, Gallimard, p. 255, etc. フーコーの権力は否定的なものではないという発言に対して、我々はそれではこの偏差がいかなる否定性なのかと問うことができよう。この点については拙稿「舟なき航跡としての生」、筑波大学『言語文化論集』45号、1997年、pp. 1-17。またフーコーとメルロ＝ポンティの計画の類縁性については H. Dreyfus et P. Rabinow, *Michel Foucault: Un parcours philosophique*, Paris, Gallimard, 1984, coll. «Folio/essais», p. 241 を参照。
- 3) こうした技術論はジルベール・シモンドンによって明確に主題化されている。この点に関しては拙稿「技術的対象の現象学」、東京大学教養学部外国語科紀要43巻、1995年を参照されたい。
- 4) エティエンヌ・バリバルは、フーコーを「史的唯物論」に接近させた上で、それが生物学主義ないしは有機体論に直接に隣接すると述べているが、このような主張はバリバル自身が唯物論と観念論、有機体論と機械論の二項対立に閉じこめられていることを示しているだろう。cf. Etienne Balibar, «Foucault et Marx», in *Michel Foucault Philosophe: Rencontre internationale Paris, 9, 10, 11 janvier 1988*, Paris, Seuil, 1989, p. 74.
- 5) ドレイファスとラビノウの前掲書の章立てはこの図式に従っているが、これはある程度までフーコー自身の単純化に基づくものである。この点については Francesco Paolo Adorno, *Le style du philosophe: Foucault et le dire-vrai*, Paris, Ed. Kimé, 1996, pp. 73-75.
- 6) Miguel Morey, «Sur le style philosophique de Michel Foucault», in *Michel Foucault Philosophe*, pp. 140-141.
- 7) すでにメルロ＝ポンティはサルトルの échec 概念を批判する過程において、「失敗における成功」を語り、失敗＝偏差が空間の等質性を試練をかけながら主体を内的に構成する否定性であることを示していた。たとえば *Le visible et l'invisible*, Paris, Gallimard, p. 308 を参照。



- 8) 過剰で準安定的 (métastable) なシステムにおける、こうした特異性と一般性の連結のことを、ジルベール・シモンドンは「個体化の作用 (l'opération de l'individuation)」と呼ぶ。フーコーの言う個人化 (individualisation) はこの個体化の作用の効果と考えられる。この点については注3に挙げた拙論を参照されたい。
- 9) Jean-Claude Monod, *Foucault : La Police des conduites*, Paris, Ed. Michalon, 1997, pp. 81-82.
- 10) バリバルはすでに挙げた論文で、フーコーの服従論を「外部の法の内面化」による主体の分裂と理解し、マルクス主義的な疎外論との親縁性を語っているが、フーコーはこうした精神分析 (とりわけラカン) 的な法概念を厳しく批判する。Cf. *Histoire de la sexualité*, tome 1, «La volonté de savoir», Gallimard, 1976, pp. 107 et sq. ただしこの第一巻においてははまだ「主体を分割する (scinder) もの」(p. 93) という表現が残っていることは付け加えておかねばならない。
- 11) Cf. DE IV, 562-568, 679-688, 755-756.
- 12) フーコー自身は *actualité* と *présent* を区別なく使用しているようだが、ドゥルーズ=ガタリは両者の区別こそがフーコーにとって重要だと考える。Cf. *Qu'est-ce que la philosophie*, Gallimard, 1991, pp. 107-108.
- 13) これは1984年の *Magazine littéraire* 誌に掲載されたコレージュ・ド・フランスの講義の抜粋であるが、この講義ではカントのこの矢状の態度は「学部の争い」の読解に関係づけられており、現在という記号の意味とその時間性の問題が論じられている。DE IV, 682 et sq. ピエール・マシュレイはこの講義のみに基づいて、フーコーの読解がラカンのだと指摘し、超越的な法への所属による主体の分裂が語られているとするが、すでに何度も述べた理由によって、我々はこの読解を認めることはできない。Pierre Macherey, «Pour une histoire naturelle des normes», in *Michel Foucault Philosophe*, p. 209.
- 14) Cf. *Moi, Pierre Rivière, ayant égorgé ma mère, ma sœur et mon frère... : Une cas de parricide au XIX<sup>e</sup> siècle*, présenté par M. Foucault, Paris, Gallimard/Julliard, 1973, p. 271: 「殺人は法の境界地帯 (confins) をさまよう。法のこちら側とあちら側を、法の上と下を」。
- 15) Cf. *Ibid.*, p. 271: 「殺人の物語は危険な領域に収められ、この物語はその反転可能性を利用する。すなわち物語は禁止と服従と匿名性をヒロイズムと交流させるのだ。それによって不名誉は永遠に触れる。」本稿では行為の物語化の問題については立ち入ることはできなかったので、稿をあらためて論ずることにしたい。またこの記述から「反転可能性」を「究極の真理」としたメルロ=ポンティの存論を読み直す作業もそっくり残されている。
- 16) Cf. *Ibid.*, pp. 273-274: 「この殺人=物語が包囲され、それが巻き込まれてしまっているのは、ある知の領域全体である。この歴史的領野は説明的な徴や内容であるというよりは、この殺人=覚え書きの可能性の条件なのだ。」
- 17) Cf. *Histoire de la sexualité*, Tome II «L'usage des plaisirs», Paris, Gallimard, 1984, p. 10. 「したがって私の計画は、経験としての性の歴史なのだ——ただし経

験という言葉によって私が理解するのは、ある文化における、知の領域と規範性の諸類型と主体性の諸形式の相関関係である。」